資料3

観光目的税導入施行に係る留意事項について

▶ 観光目的税の活用効果は毎年度検証し、制度の見直しも適宜検討すること

使途事業の検証や環境の変化等を踏まえ、一定の期間ごとに制度の検証を行う必要がある。 特に、制度導入直後は様々な課題が出てくることが想定されることから、短期間(1~2年)で制度の見直 しを行うこと。

▶ 特別徴収義務者の事務負担や徴収コストへ十分配慮すること

制度の導入・運用に伴う特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しとならないよう、十分に配慮すること。また、手続きはできるだけ簡素にし、特別徴収義務者の事務負担にも配慮すること。

▶ 制度の導入に当たっては関係者に丁寧に説明するとともに、できるだけ早期に導入すること

2020年の那覇空港第2滑走路の供用開始やオリンピック開催等を踏まえ、可能な限り早めに導入する必要がある。

しかし、導入に当たっては、関係者の理解と協力が必要なことから、その理解が得られるよう丁寧に説明を 行うこと。

また、宿泊事業者のフロントシステムの改修、MICEやパッケージ商品等の旅行業者の商品造成サイクルを踏まえた上で、必要な周知期間を確保すること。

▶ 導入目的や使途について、観光客が理解しやすい説明を考えること

条例上の導入目的とは別に、名称を含め、特別徴収義務者が説明しやすく、観光客が理解しやすい説明を考えること。

また、使途についても、観光客が納得しやすいような説明を考えること。

観光目的税導入施行に係る留意事項について

▶ 徴収事務の簡素化を図ること

小規模事業者でも対応できるような簡素な徴収方法とすること。

▶ 県民の満足度向上につながるようにすること

持続可能な観光地づくりを行うためには、県民理解のもと、県民と観光客が共生するということが重要であることから、客観的指標で県民の満足度を調査・分析するとともに、その満足度が向上することにも税源を活用すること。

▶ 市町村における観光二ーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用すること

広域自治体として沖縄県で取り組む施策と基礎自治体として市町村で取り組む施策の重複が生じないよう市町村や関係団体等との間でしっかり調整を図る必要があるとともに、観光客及び地域住民に直接対応し、その満足度の向上に向けて受入環境の整備を中心とした施策に取り組む市町村に対して、広域的な観点による市町村連携等も踏まえた上で、税収を配分すること。

また、市町村の取組に税収を充当するに当たっては、整備だけでなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすること。

▶ 観光目的税導入に対する観光客及び県民の考え方のフォローアップを行うこと

観光客や県民の観光目的税に対する考え方について導入後も継続的にフォローアップし、満足度向上に繋がる効果的な施策展開を図ること。